

(公告の方法)

第53条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板に掲示する。

(付則)

1. 第5条の規約を第53条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。